

村のようす

(52年6月1日現在)

世帯数 1,454戸 (0)
 人口 7,265人 (+13)
 男 3,571人 (+ 7)
 女 3,694人 (+ 6)

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6
(有) 円谷印刷

奉納された太々神楽



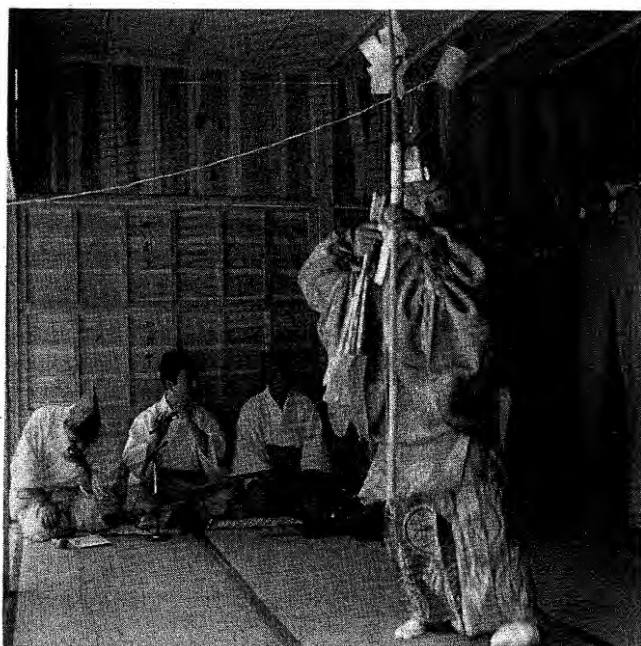
毎年五月六日は、大雷神社の春季例祭日であるが、今年は福島県神社庁石川郡支部神楽研究会の一行八名による太々神楽の奉納があり、多くの参拝者に深い感銘を与えた。

五十余年ぶりだけに、例年参拝される東北電力、電気工事業者、大口電力消費者、一般参詣者に地元氏子の人々も入りまじり、古典ゆかしい数々の演技に見入っていた。

古文書によれば、往昔「いかづち大神」として阿武隈川の雷河原に鎮座したが、慶長十四年六月の大洪水により社殿神主宅が流出、翌五十年に現在地に社殿を造営遷宮されたことが棟札(現存)に明記されている。

明治大正にかけて、周辺町村の消防団の参拝で賑わったこともあり、火防神として崇敬を集めていたことがわかる。いよいよ雷鳴轟く時節を迎えて遠近各地からの参拝者が多い。

賑やかに太々神楽を奉納 小高 大雷神社春季例祭斎行



議会だより

第二回 臨時議会から

第二回玉川村臨時議会は、去る五月二十日開催され提出された議案を慎重に審議の結果、原案どおり可決いたしました。主な内容は次のとおりであります。

◎ 専決処分の承認を求めることについて。

昭和五十一年度一般会計補正予算の専決で、二十万二千円を減額し総額九億八千九百九十九万一千円となった、歳入の主なもの、分担金二百三十万二千円の減、村債二百十万円追加、歳出で農業費二百三十万二千円減、土木費百六十五万五千円、予備費二十五万八千円追加、報告どうり承認された。

◎ 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

今回の改正は議会議員の期末手当の改正であります。従来六月と十二月に支給していたものを、三月、六月、十二月の三回に支給されます。手当額は、三月に支給する場合は報酬月額額の百分の五十、六月に支給する場合は百分の百四十、十二月分は百分の二百が支給され、従前より年間百分の三十増額支給されることになりました。

◎ 村税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴ない村税条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、村民税については、個人均等割の非課税所得金額の引上げ、障害者、未成年者、老年間、寡婦についての非課税所得金額の引上げ及び法人均等割の引上げ、又納期の三分分については、十月二十五日を十一

月二十五日に改正し、軽自動車税は村内異動については月割課税をしないことの改正です、その他関係法令の改正に伴う条文の整備であります。

◎ 林道開設工事請負契約について。

林道開設工事として、北須釜懸金沢地内を行なうもので、一千七百四十万円で玉川村大字川辺、熊田建設、熊田藤喜氏に落札、本契約をするもの、工期は昭和五十二年五月二十四日より昭和五十二年十一月三十日まで、尚審議の中で特に工期内完成を強く要望した。

火の守り決意新たに

消防団春季検閲

恒例の消防団春季検閲が五月三日泉中学校々庭で行なわれまし

た。検閲は国旗掲揚、殉職消防団員に対する黙祷をささげたあと通常点検、分列行進、機械点検を行いました。

またこの席上次の方々に、防火優良家庭、退職幹部、一般協力者に対し表彰状、感謝状が贈られました。

表彰状

。防火優良家庭

川 辺 矢 部 庄 一

川 辺	熊 田 惣 二
藤 生	真 弓 昭 平
小 高	溝 井 伝 治
中	須 藤 タ イ
竜 崎	高 林 重 義
岩 法 寺	永 林 定 雄
南 須 釜	小 林 覚 一
北 須 釜	佐 久 間 勝
吉	大 野 長 三 郎
山 小 屋	大 越 吉 直
四 辻	草 野 林 次
	佐 久 間 安 蔵
	矢 吹 源 一
	石 森 清 之
	塩 田 好 一

感謝状

。退職消防団長

岩 法 寺 佐 久 間 倉 太

。退職消防副団長

四 辻 溝 井 清 二

。退職消防分団長

川 辺 矢 部 一 郎

藤 生 真 弓 昭 平

小 高 車 田 喜 夫

中 小 針 正 美

竜 崎 小 林 静 夫

岩 法 寺 佐 久 間 勝

南 須 釜 塩 沢 直 一

北 須 釜 草 野 昭 夫

吉 森 和 元

山 小 屋 石 森 定 吉

四 辻 塩 田 徳 康

。一般協力者

吉 矢 部 茂 政

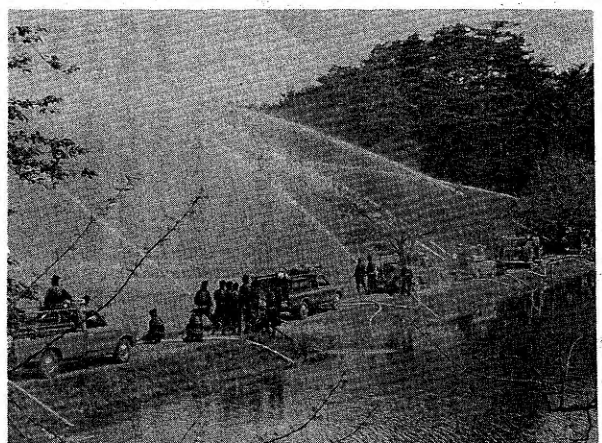
南 須 釜 小 原 菊 子

国民年金の加入もれ者は

すぐ手続きを！

国民年金は、二十才から六十才までの人で、厚生年金などの他の公的年金制度に入っていない人が、すべて加入する国民の年金制度で、いま二千六百万人以上が加入しています。

この国民年金へ一定期間加入して、六十五才になれば老齢年金を受けられますが、加入の手続きを忘れていると、被保険者期間の終了点である六十才まで保険料を納めても、老齢年金が受けられないと手続きをしてください。



中村池での機械点検

南須釜 塩沢良国
南須釜 塩沢直一

福祉年金の

支払期月が繰上げられます

福祉年金の支払いは、受給者の皆さんからの、お盆や年末に払って欲しいという要望に答えて、今年から四月、八月、十二月と一ヶ月ずつ繰上げお支払いすることになりました。（ないす）

お、十二月の支払いは、受給者からの請求があれば、十一月にお支払いします。）

ただし、今年に限り、この新しい支払方法は、十一月から始めます。



協会長杯
大接戦の末

須釜クラブに栄冠

昨年九月に玉川村野球協会（会長仁井田仁一）が設立され、本年は十チームが登録し、第一回協会長杯大会が五月に開催されました。結果は次のとおりです。

一回戦

須釜クラブ 12-2 ナチス

ファイターズ 12-2 大寺クラブ

二回戦

ビッグ 6-2 ドリン

イーグル 6-2 カーズ

泉郷クラブ 8-2 東京精工

準決勝

須釜クラブ 9-2 ビッグ

イーグル 9-2

決勝

須釜クラブ 13-0 ファイターズ

須釜クラブ 11-9 泉郷クラブ

本協会では、村民の野球技術、知識の向上に努めるため、広くチ

玉川村体育協会結成

近年スポーツ人口の増加にともない各種スポーツ団体が誕生しましたが、さらに組織力を強化し、加盟団体の連絡調整と育成をはかり、本村スポーツを一層振興させるため、このほど玉川村体育協会が結成され、会長に小針千代之助さん、副会長首藤信勝さん、仁井田仁一さんを選び事務所は玉川村公民館に置くことになりました。

加盟団体及び会員数は次のとおりです。

玉川村ソフトボール協会

（十三団体、三八一名）

玉川村野球協会

（十団体、一六五名）

玉川村バレーボール協会

（二団体、五五名）

玉川村柔剣道協会

（二団体、二五名）

玉川村卓球協会

（一団体、八名）

玉川村体育指導員

（一団体、二二名）

塩沢清助氏著「須釜村史」より

物いわぬ石碑（二）

秘める刻文の謎

岩谷浩光誌

近くに住む郷土史研究家吉村嘉一氏に尋ねたところ、かねてより郷土史研究に情熱を注いでいるだけあって、即座にこの石碑について話してくれた。

明治四十二年十二月発行、塩沢清助氏著書「須釜村史」一註「一時絶版となったが」昭和四十六年十一月、玉川村教育委員会と、須釜郷土民俗資料文化財保存会が複製したもので、現在編さん中の、玉川村史に貴重な資料を提供してくれている。」

の中に、「己己の強訴願末」と題する一文が掲載されていることを説明してくれた。

しかし、文体は古文書の候文であり、原文のままでは、なかなか文意をよみとりにくいと思われるので、現代風に書き改めて、先月号より連載することとした。

昨年六月号以来、本年二月号まで「血染の小川」を連載して成辰戦争にまつわる秘話をご紹介したところ、拙文にもかかわらず、村民各位から多大の反響を呼び、今更年らに関心の深さを知らされた思いであった。

これからも、本文をご愛読下さるようお願いしながら稿を進めることにしたい。

なお、この強訴事件に関する資料、或いは伝承（語り伝え）物品等を蔵される方は、是非この機会に提供して頂くようお願いいたします。

○いきさつ

南須釜村、北須釜村両村は、昔から白河藩の領地であった。その頃は、毎年秋の収穫が終わると、年貢米を現物米で、白河藩の米蔵へ運搬して納めるのが習わしであった。

慶応二年（一八六六年）六月、白河藩主阿部正静は、棚倉藩主に移されて十萬石を領することになった。

同時に、白河藩の領地は、幕府領となり、二本松藩主丹羽氏に預けられた。

明治元年（一八六八年）正静は、再び白河藩主に復したものの、戊辰の役に際しては官軍に抵抗したため、六萬石に減石されて再び棚倉に移されるなど、転変極まりなかった。

両村はその後、小名浜代官（堀代官兼任）森孫三郎の支配を受けることになった。

そして、さらに翌三年には幕府領守藩主の預り領地となった。

この間、年貢は現物米納めではなく、金納（米代金に見積ったもの）で納めればよいことになっていた。

僅かの短期間とはいえ、白河藩領時代よりは割安であり、しかも金納を許されたことは、農民達にとっては大きな負担の軽減となるので、非常によろこばれたことは当然であった。

○負担の増大

世はまさに激動の時代であった。明治維新を迎えて、これまでの藩制が廃止されて、明治二年二月には、白河県がおかれた。

そして清岡大助が県令（県知事）に任命された。

しかし、激動期にあった当時の国内情勢は政治的にも体制未だ整わず、そのため混乱状態が続いた。

このような社会状況下にあつて白河県の管轄となった、旧白河領地の一部四十八カ村は、再び現物米で年貢を納めなければならなくなったのである。

これでは農民達にとっては負担の増大となり、新県政に対する不平不満が増大するのは当然のことであった。

（次号へ続く）

玉川村振興計画

豊かで住みよい地域社会の形成をめざして 第二次基本計画決まる(2)

村民生活の向上

一、社会福祉計画

(一) 老人福祉

(ア) 老人の孤独感を解消し、生きがいのある生活がおくれるよう、家庭奉仕員の増員と、訪問対象者の拡大に努める。

(イ) 老人福祉センター等の施設の建設により、老人なりに社会活動に参加できる機会を与える。

(ウ) 健康診察の徹底を図り老人病の未然防止に努める。

(エ) 老人福祉に対する住民意識の高揚を図るとともに、老人クラブの成育に努める。

(二) 児童福祉

児童は、次の世代を担う者であり、心身ともに健やかに成長することを願い、すべての児童がよい環境の中でびのびと育ち、個性と能力を正しく伸ばすよう施設の整備と内容の充実を図る。

(ア) 東部地区に保育所を設置する。

(三) 心身障害者福祉

心身障害者福祉団体、社会福祉協議会等の協力を得て、常に、その実態を把握し、国、県の施策と相まって、各自が自立更正できる施設の活用を努め、雇用の促進を図るとともに、心身障害者福祉団体の育成を図る。また、重度心身障害者に対しては、家庭奉仕員制度の強化を図る。

(四) 生活保護、低所得者福祉

被保護世帯及び要保護世帯に対する生活相談を充実、健康の増進と生活の安定を図るため、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得て、世帯厚生運動、貧困対策、健康管理等の指導を実施する。

(五) 母子福祉

母子家庭に対し、母子福祉資金の活用等の指導により、生活の安定と向上を図る。また民生委員、社会福祉協議会の協力を得て、子弟の健全な育成のための相談を積極的に行うとともに明るい家庭づくりに努める。

(六) 国民健康保険

国民健康保険の被保険者は、社会保険と比べて、老人、低所得者の占める割合が多いことから、医療費の増加と税負担のバランスがとれず、国保運営は、各町村とも苦慮しているところであり、給付の改善など計画すれば、その分は税にはね返り、いわゆる、高福祉高負担にならざるを得ない。したがって今後は、被保険者の健康理管を重点的にに行い、医療費の抑制に努める必要がある。

(ア) 現在行っている給付事業は、これを継続する。

(イ) 成人病等比較的り病率の高い疫病を防ぐため、総合検診等により、早期発見、早期治療の指導を行うとともに成人病検診の自己負担を助成する。

(ウ) 医療費の増加を防ぐため、

日頃の健康管理と正しい診察の受け方を指導する。

(エ) 被保険者の資格の適正化を図るため、社会保険に加入できるものについては、加入促進を指導する。

(オ) 保険施設活動が、より有効になされるため、補助機関である保健婦補助員活動を積極的に推進し、特に、保健衛生と疾病予防の向上を期する。

(七) 国民年金

(ア) 広報等を常時利用し、本制度の周知徹底を図る。

(イ) 附加年金への加入促進を図る。

(ウ) 納期などの改善を検討する。

(エ) 年金相談業務など事務処理の改善を検討する。

二、保健衛生計画

(一) 医療

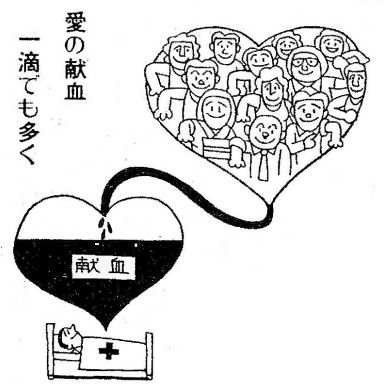
医療についての認識を深めるため、保健婦の巡回指導を充実し、住民の健康指導と相談などを行うとともに、疾病を未然に防止するため、予防、検診を励行し、疾病の早期発見、早期治療を行うよう指導する。

(二) 保健

(ア) 健康増進対策
村民が快適な生活を営むためには、健康が第一である。

健康保持、増進のため、保健衛生組織の活動を強化し、環境衛生、母子衛生、食生活改善などを推進する。

また、現在保健婦が一人で家庭訪問指導しているが広大な地域に



住家が散在しているため訪問回数が少なく、思うような指導が出来ないため、早急に保健婦の増員を図り、活発な保健活動を行う必要がある。

(イ) 疾病対策

年々増加する脳卒中、心臓病、ガンなど、いわゆる成人病については、成人病検診を徹底し、疾病の早期発見に努める。また、村民に対し、疾病予防について、正しい、知識を普及するための指導を行う。

(ウ) 母子保護衛生

妊産婦、乳幼児検診の徹底を図るとともに、母子健康センターの助産施設としての機能を維持するため、助産婦の待遇改善とあわせ、有資格者の確保に努める。

(エ) 伝染病の撲滅

伝染病の予防思想は、年々向上しているが、まだ一部には、関心の低い層がある。病気の発生源であるそ族昆虫等の撲滅運動を推進する。

伝染病予防接種の完全実施と、防疫体制の強化に努めるとともに、地域ぐるみの衛生思想の普及徹底を図る。

三、環境衛生計画

(一) 住宅

住生活を快適なものにするため、一世帯一住宅、一人一部屋の実現を基本方針とし、今後予想される人口増加や、核家族の進行によって生じる住宅需要に対処するため、公営住宅の建設、分譲住宅を造成する。老朽化した公営住宅については、逐次改良を図る。

(ア) 昭和五十二年から昭和五十五年、村営住宅三十九戸を建設する。

(イ) 住宅需要を考慮しながら、継続事業で分譲宅地を造成し、需要にこたえる。

(二) 広域簡易水道

(ア) 給水区域外を含めた、簡易水道の普及を推進する。

(イ) 経営の合理化を図り、経費を節減する。

(ウ) 有収率の向上に努める。

(三) 下水道

(ア) 調査、建設にばう大な財源を要するため、長期計画のもとに、人口集中地区の整備を進める。

(イ) 阿武隈川流域別下水道整備統合計画に基づき、整備促進を図る。

(四) ごみ、し尿処理

(ア) 可燃物処理ますます増加するごみ収集合理化と、環境衛生を図るため搬出日の厳守、搬出要領、周囲の清掃などの指導を行い、住民の協力を得る。収集区域及び収集個所の増加についても、必要に応じ検討する。

(イ) 不燃物処理

新規の投棄場所を早急に確保し、収集業務の円滑化を図る。また、可燃物同様、搬出日の厳守、搬出要領についての周知徹底を図るとともに、不法投棄の防止についても、住民の協力を得る。将来、廃棄物の増加が予想されることから、現在、直営にて行っている収集システムの変更等検討を加える。

(ウ) し尿処理

現有の処理施設は、当面十分な処理能力があることから、需要に即対応できるよう収集車の増設について検討する。

浄化槽の設置については、今後、住宅建設計画等とあわせ、水洗化に努めるよう指導を行う。また、既設の浄化槽については、保健所と協力し、清掃の徹底指導を行い、環境の美化を図る。

(五) 火葬場

特に計画はないが、生活様式の変化と、葬祭の近代化とあわせ、施設の利用を推進する。

(六) 公害

(ア) 特定工場の設置については、事前調査を行い、立地及び公害防止施設の指導強化を図る。

(イ) 公害問題は複雑かつ広範囲にわたるため、関係機関をはじめ、広く住民の協力を求め、更に事業者及び村民の自主的対策を促進されるよう協力体制の確立に努める。

(ウ) 公害を未然に防止するため、専門職員の養成と、測定機器の整備を図る。

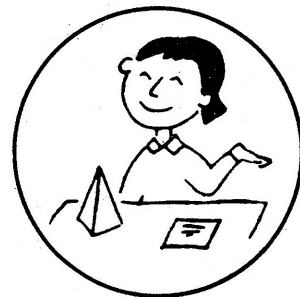
(七) 公園

公園の建設は、本村の自然的条

件を活用し、家族で楽しく遊べる広場、小運動場、遊具等の設備が、できる適地を選定し、建設についての検討を加える。

特別減税が行われ

昭和51年度の所得税が
還付されます



今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

還付方法とその手続は次のとおりです。

・サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、おおよそ、六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。

・事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろ税務

署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。

・その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、税務署へおたづねください。

水道週間



六月一日～六月七日

玉川村の水道

水道の合言葉、せいじょう（清浄）、ほうふ（豊富）、ていれん（低廉）な水をおくりつづけるために日夜努力しています。

水道は、台所を明るく健康な生活をまもります。水道は、消火に活動するほか、いろいろな産業に利用され社会活動のささえとなつていきます。

このように水道は、私たちの生活に欠くことのできない施設ですが、この水道をさらに正しく大きくのばし、住民がひとしく水道のある生活をおくることができるようにするためには、まだ、いろいろ

るな問題をかかえています。すでに水道のある家庭、これから水道をひこうとする家庭の皆さんに水道のことを知っていただき、水道の問題を考え、水道をばげましていただきたいと思います。

一、水道のある快適な生活。
現在、玉川村の水道を利用して

いる人々は、五、一六七名で、総人口の七〇・五％にあたります。水道の水は、水道法にもとづく水質基準に、みあった、きれいで安全な水をいつも送り、皆さんが健康で快適な文化生活を送れるように、普及を計り更に前進しております。

二、給水量の伸び
玉川村の水道年間給水量は約五万六千立方メートルで、一ヶ月一万三千立方メートル、一戸平均十三・五立方メートルと、年々増加しております。また、給水戸数は、一、〇四六戸で、総戸数の七三％加入しております。

三、水道に加入及び増設について。
水道事業に加入及び増設については、すべて申請により、実施して居り、水道水の安全性を確保するため、村の条例に基づき、水道工事公認業者が施行することになっております。

四、水道管の管理。
送水管及び配水管（本管）は村で管理し、給水管（五〇ミリ以下）は、各家庭で管理することになっております。凍結、自動車等による、給水管及び各設備の破損には充分注意するように致しなすよう。

これからの水道はすべてみなぎ

んに、清潔にして豊富で低廉な水を送ることを目標としています。が、このためには
(一)水道のない地域をなくすること。
(二)新たな水源を開発すること。
(三)水道水の安全性を確保すること。

(四)水道料金の適正化などが必要です。水は無限にあるものではなく、利用可能な水資源には限界があります。

皆さんの日常生活に、もう一度、目を向け、合理的な水の使用の心がけが大切です。水道に対する深い理解と協力にささえながら、さらに正しく大きく成長し、皆さんの快適な生活のお役に立つよう一歩一歩前進していきます。

刀剣銃砲などをお持ちの方は登録を受けて下さい

刀剣類を発見したときは、もより

救農土木事業完成

昨年の異状天候により、農家の受けた被害は大きなものがありました。その被災農家の救農対策事業として、昨年十二月より延就

労働員、四、一〇人、総工費、二一、〇〇〇千円で救農土木事業を実施して参りましたが、この程次の路線が立派に完成を見まし

▲ 四辻新田～大井沢線 ①
▲ 丸内田～水内線 ②

た。

。北須釜（農道） 二二〇M
。吉（馬場下～沢向線） 一二五M

。山小屋（丸内田～水内線） 二二〇M
。四辻（四辻新田～大井沢線） 二二〇M

。岩法寺（岩法寺～北須釜線） 三三〇M

おめでた

（五月分の出生届書から）

地区	出生児氏名	保護者名
川	坂本洋子	洋一
川	味原光由	好弘
川	須藤弘樹	利央
川	辻裕子	泰秋
川	草野千春	秀一
川	溝井文恵	藤助
川	高原裕子	幸夫
川	溝井教之	幸夫
川	関根仁	義夫
川	車田直也	義夫
川	石井直也	義夫
川	大竹正人	正光
川	大木かおり	義雄
川	瀬谷雅俊	博之
川	渡辺守一	雄一
川	塩田百恵	豊雄
川	四辻新田	

おくやみ

（五月分の死亡届書から）

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
小	車田省三	79	正信
小	小針恵子	33	良一
小	小林平吉	56	正幸
小	石森ヨネ	69	榊枝
小	南須釜	81	吉三郎
小	北須釜		金重